

品川区監査委員事務運営要綱

協議決定 平成11年9月30日

改正 平成19年3月 要綱第1号

改正 平成20年4月 要綱第1号

改正 平成29年2月 要綱第1号

改正 令和2年3月 要綱第1号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、品川区監査委員条例（昭和39年品川区条例第4号）第4条の規定に基づき、品川区監査委員の事務運営に関する指針を定め、監査、検査および審査（以下「監査等」という。）事務の効率的な執行を確保することを目的とする。

(代表監査委員および代表監査委員代理)

第2条 監査委員は、合議により代表監査委員を定める。

- 2 代表監査委員は、品川区監査委員事務局処務規程（昭和55年監訓令第1号）第6条に規定する事案を決定するほか、次条に定める監査委員の合議の取りまとめを行う。
- 3 代表監査委員に事故があるとき、または欠けたときは、代表監査委員代理がその職務を行う。
- 4 代表監査委員代理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第196条第1項に定める「識見を有する者」のうちから選任された監査委員とする。

(監査委員協議会)

第3条 監査委員の合議のため、品川区監査委員協議会（以下「監査委員協議会」という。）を置く。

- 2 監査委員協議会は、定例会および臨時会とする。
- 3 定例会は、原則として例月出納検査の日に開催するものとし、臨時会は必要の都度開催する。
- 4 監査委員の事務運営に関する重要事項は、監査委員協議会の決定に基づいて、これを実施するものとする。
- 5 前項の事項を例示すると次のとおりである。
 - (1) 監査等の方針に関すること。
 - (2) 監査等の計画に関すること。
 - (3) 監査等の結果に関する報告および意見（以下「監査報告」という。）の決定ならびに講評および公表に関すること。

- (4) 区長または区議会の要求による監査および検査に関すること。
- (5) 区議会から送付された請願の処理に関すること。
- (6) 指定金融機関等の監査および会計管理者が行う当該機関に対する検査の結果の報告を求めること。
- (7) 区民からの監査請求に関すること。
- (8) 職員の賠償責任の有無および賠償額の決定に関すること。
- (9) 条例、規則、訓令および品川区監査基準（令和2年3月25日品川区監査委員決定。以下「監査基準」という。）に関すること。
- (10) 特に重要な告示、通達等に関すること。
- (11) 特に重要な行政情報の公開に関すること。
- (12) 特に重要な自己情報の開示および訂正に関すること。
- (13) 特別区監査委員協議会に関すること。

（監査計画）

第4条 監査等のうち、一般監査（定期監査、随時監査、工事監査および行政監査をいう。）、特別監査（財政援助団体等監査をいう。）、例月出納検査、決算審査および基金運用状況審査、財政健全化審査（以下「経常的監査」という。）は、年度ごとに定める監査計画に基づいて実施しなければならない。

（監査委員の事務分担）

第5条 監査等の執行上必要があるときは、監査委員協議会の決定により担任区分を定めることができる。

第 2 章 監査実務

第 1 節 通 則

（監査等の調整および運用）

第6条 経常的監査は、監査基準に定めるもののほか、次の各号によりこれを実施し、相互に関連をもつように調整、運用されなければならない。

- (1) 一般監査（法第199条第1項、第2項、第4項および第5項）
 - ① 一般監査は、区の財務に関する事務の執行および運営に係る事業の管理および組織・人員・事務処理方法、その他の行政運営全般についてこれを行う。
 - ② 定期監査および随時監査は、予算の執行等が適正かつ効率的に行われているか、および事業が合理的かつ能率的に運営されているか、また法令等に基づいて適正に処理されているかどうかを主眼とするものとし、あわせて決算審査に資する。
 - ③ 工事監査は、区の事務事業の執行に係る工事について、当該工事が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。
 - ④ 行政監査は、特定の事務または事業を取り上げて、当該事務または事

業が合理的かつ効率的に運営されているか、および法令等に基づいて適正に処理されているかどうかを主眼として実施する。

(2) 例月出納検査（法第235条の2）

例月出納検査は、月ごとに会計管理者から提出される検査資料の計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに、区の財政収支の動態を把握し、各種監査に資する。また、検査当日における保管現金を確認する。

(3) 決算審査（法第233条）および基金運用状況審査（法第241条）

決算審査および基金運用状況審査は、決算書および基金運用状況調書その他関係諸表に基づく計数を確認するとともに、前各号に掲げる監査、検査の結果を勘案してその会計処理が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。なお、財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条、第22条）については決算審査に合わせて実施する。

- 2 経常的監査以外の監査（財政援助団体等監査以外の特別監査（区民の請求による監査、職員の賠償責任に関する監査、および区長の要求による監査等をいう。）をいう。）は、法令に基づき、かつ、監査基準の趣旨に鑑み、効率的にこれを実施するものとする。

（資料の提出および説明の聴取）

第7条 監査委員は、監査等の対象とした部（各事務局および会計管理室ならびに財政援助団体等にあつては団体を含む。以下「監査対象部」という。）から監査等の対象とする事務事業（以下「監査対象事務事業」という。）に関する資料の提出を求め、併せて説明を聴取することができる。

- 2 監査委員は、前項によるほか、監査等に関する調査を実施することができる。

第2節 監査計画

（監査計画の目的および策定期限）

第8条 監査計画は、第6条の規定に基づく経常的監査の効率的な執行を確保するため、毎年4月までにその実施年度分について、これを定めなければならない。

（策定上の留意事項）

第9条 監査計画の策定に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 監査対象事務事業の動態
- (2) 法定の監査実施回数
- (3) 監査等の実施期間および監査報告の時期
- (4) 各種監査の関連

（監査基礎資料）

第10条 監査計画の執行に当たっては、主として次の各号に掲げる監査基礎資料を整備しなければならない。

- (1) 各会計歳入歳出予算書および同説明書
- (2) 各会計歳入歳出決算書および同事項別明細書
- (3) 各事務事業概要
- (4) 関係団体調べ
- (5) 監査調書
- (6) 監査着眼点集録

(監査着眼点集録)

第11条 前条第6号の監査着眼点集録は、主として次の各号に掲げる事項に留意し整備しなければならない。

- (1) 法令等の規定および立法趣旨
- (2) 歳入歳出予算その他の議決事項
- (3) 社会経済状況の動向
- (4) 工事に関する技術上の一般原則

第 3 節 講評、監査報告、公表および公開等

(講 評)

第12条 監査委員は、必要に応じ、監査対象部に対し、監査対象事務事業に関する講評を行うものとする。

(監査報告)

第13条 監査報告は、あらかじめ計画した日程に基づき、期限を厳守してこれを行わなければならない。

(公 表)

第14条 監査結果および法第199条第14項に定める通知に係る事項の公表は、品川区公告式条例（昭和28年品川区条例第21号）の例によるものとする。

(公開等)

第15条 監査委員協議会（本条においては法第199条第8項に定める関係人の出頭および調査を含む。）は、非公開とする。ただし、法第242条第7項の規定に基づく住民監査請求に伴う請求人の陳述については、「住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準」（平成11年4月30日品川区監査委員決定）によるものとする。

第 4 節 事 務 局 等

(職員監査)

第16条 監査等の執行に当たっては、特に必要があると認める場合を除くほか、事務局職員（以下「職員」という。）にこれを補助させるものとする。

2 職員は、前項の職員監査終了後、上司に復命しなければならない。

（職員の職責）

第17条 職員は、監査等の執行に際し、監査対象事務事業に関する情報および監査資料の収集の他、十分な事前準備を整えなければならない。

2 職員は、監査等の執行に際し、過去の指摘事項等に留意するとともに、的確な見通しに立脚し、個々の事実を究明することにより、適切な監査結論を導くよう努めなければならない。

3 職員は、前項の監査結論を裏づける資料を十分に整備しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、合議により監査委員が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行までの間においては、第3条第5項第4号の「区長または区議会の要求による監査および検査に関すること」とあるのは、「主務大臣もしくは都知事もしくは区長または区議会の要求による監査および検査に関すること」と読み替え、第7条第1項第2号①中「区の事務」とあるのは、「区の事務および執行機関の権限に属する機関委任事務」と読み替えるものとする。

3 第2章第2節の規定は、平成12年度の基本計画から適用し、同章第3節の規定は同基本計画に基づいて実施する監査等の実施計画から適用する。

付 則

1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は平成29年2月24日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。